

仕 様 書

1 委託業務名

「三重県人口ビジョン」改定業務

2 業務の目的

「まち・ひと・しごと創生法」において、各都道府県は総合戦略の策定に努めることとし、総合戦略を定めるにあたっては人口の現状及び将来の見通し（人口ビジョン）をふまえることとされている。

本県では、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計が5年ごとに見直されることをふまえ、「三重県人口ビジョン」（以下、「ビジョン」という）の見直しを5年ごとに行ってきました（平成27年度策定、令和2年度時点修正）。このことから、「地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き（令和6年6月版）」をふまえ、令和7年度にビジョンを改定する。

なお、本県においては、令和5年8月に「三重県人口減少対策方針」（以下、「方針」という）を策定しており、令和8年度に改定を予定している。本業務における人口動向分析・将来人口推計については、方針の基礎資料とする。

3 業務の内容

（1）地域の実情に応じた将来人口推計

令和6年度に本県が算出した将来人口推計をベースとし、令和7年7月開催予定の第1回「三重県人口減少対策有識者会議」における議論をふまえ、必要な修正を加えた推計とすること。なお、修正した内容については、第2回「三重県人口減少対策有識者会議」（令和7年11月開催予定）の資料となることを想定するものとする。

（参考）別添1 「三重県人口減少対策調査分析業務」（令和6年度）における、
『「日本の地域別将来人口推計」をもとにした将来展望』

（2）ビジョンの改定

別添2「人口ビジョンの構成（案）」を参考に、ビジョンの改定に必要な現状分析及び将来展望の整理を行うこと。なお、下記ア、イに掲げる事項については、必須で実施すること。

ア 人口移動のダム機能を表した図の作成

2015年及び2024年の社会移動データを基に、人口移動のダム機能を図示すること。

（参考）別添3 「三重県における人口移動のダム機能」

イ 人口ピラミッドの作成

1990年及び2020年国勢調査結果を基に、人口ピラミッド（三重県全体及び県内5地域別）を作成すること。なお、県内5地域別の区分については、三重県が定めるも

のとする。

(3) 三重県との協議・調整

本委託業務を進めるうえで、定期的に打ち合わせ協議を行うものとする。なお、打ち合わせごとに議事録を作成し、速やかに三重県へ提出すること。

4 業務に用いる資料

業務に用いる資料については、国及び三重県が公表している資料及び、三重県から個別に提供する資料とし、協議のうえ決定する。また、その他業務の目的達成のために必要な資料があれば提案し協議すること。

【業務に用いることが想定される資料】

- ・国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」
- ・総務省「国勢調査」
- ・総務省「住民基本台帳人口移動報告」
- ・内閣官房「地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き（令和6年6月版）」
- ・三重県「三重県人口減少対策調査分析業務」（令和6年度）における、『「日本の地域別将来人口推計」をもとにした将来展望』
- ・三重県「三重県人口ビジョン」
- ・その他、必要な資料

5 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

6 成果品

次に掲げる成果物を三重県に提出すること。なお、ビジョン（案）の取りまとめにあたっては、三重県と協議を行うこと。

- (1) 「三重県人口ビジョン（案）」（A4判） 8部
- (2) 当該業務の遂行過程で取得し、または作成した資料 一式
- (3) 上記（1）～（2）にかかる電子データ 一式

7 業務遂行体制

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員について書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

8 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項については、三重県との協議により決定する。
- (2) 必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。なお、令和8年1月中旬を目途に、中間報告としてビジョン（案）を三重県に提出することとする。

- (3) 業務における成果品およびデータ等を含むあらゆる制作物については、三重県が著作権を持つものとする。
- (4) 全てのデータについて出典を明示するとともに、電子データについては今後の更新が容易となるよう配慮すること。
- (5) 本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。